

第13回定時株主総会 議案及び参考事項

目 次

第1号議案	剰余金処分案承認の件	- - - - -	1
第2号議案	定款一部変更の件	- - - - -	2
第3号議案	取締役及び監査役選任の件	- - - - -	5
第4号議案	退任取締役に対する退職慰労金支給の件	- - - - -	7

本州四国連絡高速道路株式会社

第1号議案 剰余金処分案承認の件

剰余金の処分に関しましては、安全対策及びサービス高度化の事業に活用することを目的として、「安全対策・サービス高度化積立金」を設けることとし、厚生年金基金の代行返上に伴う特別利益の高速道路事業分4,841百万円を充当することといたしたいと存じます。

また、将来の社会経済変動及び自然災害の発生により料金収入が変動した場合等のリスクに対応するため、高速道路事業に係る繰越利益剰余金から「安全対策・サービス高度化積立金」への積立額を除いた116百万円につきましては、昨年度に引き続き「別途積立金」として積み立てることといたしたいと存じます。

その他利益剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

安全対策・サービス高度化積立金	4,841,949,054円
別途積立金	116,940,444円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	4,958,889,498円
---------	----------------

(注) 安全対策・サービス高度化積立金の取崩しを行う場合は、取締役会の決議によります。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

平成30年6月1日に公布された「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」（平成30年法律第40号）により、この法律に基づく海外事業が追加されたことに伴い、現行定款第2条の規定の一部を変更するものであります。また、本議案による定款の一部変更は、上記法律の施行時に効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営む。</p> <p>(1) 道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。)</p> <p>(3) 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理</p> <p>(4) 前3号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>(5) 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理</p> <p>(6) 第1号から第3号まで及び前号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>(7) 前各号の事業に附帯する事業</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <現行のとおり></p> <p>2 本社は、海外社会資本事業への我が国事業者</p>

2 本社は、前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号まで及び第5号の事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。

- (1) 駐車場業、自動車ターミナル業及び倉庫業
- (2) 一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事及び設備工事に関する設計、測量、監理及び施工
- (3) 橋梁工事に関する設計、測量、監理及び施工
- (4) 不動産の売買、仲介、鑑定、賃貸及び管理並びに公共用地の取得に関する補償コンサルタント業
- (5) 下記物品に関する貿易、売買、製造及び加工
 - ① 道路施設用電気・通信機械器具及び土木・建築工事用資機材
 - ② 一般機械器具、輸送用機械器具及び精密機械器具
 - ③ 骨材・石膏品及びコンクリート製品
 - ④ 古物及び金属くずその他の再生資源
 - ⑤ 看板・標識案内板等
 - ⑥ 食料品、清涼飲料水及び酒類
 - ⑦ 飼料及び肥料
 - ⑧ がん具
- (6) 下記施設の経営
 - ① 飲食店及び宿泊施設
 - ② 売店、コンビニエンスストア、ショッピング・センター、ホームセンター、ガソリンスタンド及び薬局
 - ③ 映画館、遊園地、遊戯場、貸スタジオ、易断所及びスポーツ施設
 - ④ 学校教育法による各種学校・学習塾等の教育・研修施設及び文化施設
 - ⑤ 保育所、託児所、老人ホーム、通所・短期入所介護施設及び医療施設
- (7) 道路運送法による自動車道事業及び自動車運送事業並びに港湾運送事業
- (8) 発電及び電気供給事業、電気通信事業、ガスパイプライン事業並びに上下水道・工業用水道事業
- (9) 出版業、広告業、放送業及び情報処理・提供サービス業
- (10) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリングその他のソフトウェアの取得・提供・販売
- (11) 自動車等販売業、自動車整備業、自動車運交代行業並びに路上における故障車、事故車等の

の参入の促進に関する法律に基づき、同法の目的を達成するため、同法第3条第1項の基本方針に従って、道路の整備又は維持管理であって海外において行われるものに関する調査、測量、設計、試験及び研究の事業を営む。

3 本社は、前2項の事業を営むほか、第1項第1号から第3号まで及び第5号の事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。

- (1) ~ (20) <現行のとおり>

救援及び移動に関する業務

- (12) 旅行業及び物品預り業
- (13) 療術業、洗濯業、理容・美容業、公衆浴場業、履物修理業、写真現像等の取次業、チケット類販売業及び郵便局受託業並びに冠婚葬祭及び各種催物の企画・立案・運営
- (14) 総合リース・レンタル業
- (15) 金融業及び損害保険代理業その他の保険媒介代理業
- (16) 警備業、労働者派遣業及び介護保険法による居宅サービス事業等の介護サービス業
- (17) 園芸農業、林業、漁業及び鉱業並びに農水産物の加工・販売
- (18) 一般廃棄物・産業廃棄物の処理及びその再生製品の販売並びに温室効果ガス排出権の取引
- (19) 前各号に関連する企画、調査、研究、コンサルティング及び技術の開発
- (20) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

上記の変更は、海外社会資本事業への我が国事業者の参集の促進に関する法律の施行の日をもってその効力を生じるものとします。

第3号議案 取締役及び監査役選任の件

取締役全員（4名）及び監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名及び監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、監査役の選任に関しましては、監査役会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
1	酒井孝志 (昭和27年10月9日)	昭和52年4月 大阪ガス株式会社入社 平成17年6月 同社取締役広報部長 平成18年6月 同社執行役員広報部長 平成19年6月 同社常務取締役ガス製造・発電事業部長 平成21年6月 同社取締役常務執行役員リビング事業部長 平成22年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 平成25年4月 同社取締役兼株式会社ガスアンドパワー取締役会長 平成25年6月 同社顧問兼株式会社ガスアンドパワー取締役会長 平成30年4月 同社顧問（現在） 〔重要な兼職の状況〕 大阪ガス株式会社顧問	0株
2	金崎智樹 (昭和29年6月6日)	昭和56年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成23年4月 本州四国連絡高速道路株式会社企画部次長 平成24年6月 当社経営計画室長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員（現在） (経営計画部、長大橋技術センター、保全部、安全防災部)	0株
3	桑原徹郎 (昭和33年5月15日)	昭和59年4月 建設省入省（現国土交通省） 平成19年7月 長崎県土木部長 平成23年4月 独立行政法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター橋梁構造研究グループ長 平成25年4月 本州四国連絡高速道路株式会社企画部長 平成27年10月 国土交通省東北地方整備局副局長 平成28年10月 一般財団法人経済調査会審議役（現在）	0株
4	山本博之 (昭和39年10月23日)	昭和63年4月 建設省入省（現国土交通省） 平成24年7月 国土交通省総合政策局環境政策課長 平成26年4月 東京都知事本局国家戦略特区推進部長 平成26年7月 同政策企画局国家戦略特区推進担当部長 平成29年6月 国土交通省道路局総務課長（現在）	0株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	池 田 憲 二 (昭和30年12月10日)	昭和53年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成21年7月 本州四国連絡高速道路株式会社経理部次長 平成22年6月 当社業務部長 平成24年7月 当社経理部長 平成26年6月 当社監査役（現在）	0株
2	本 多 佑 三 (昭和22年8月13日)	平成8年4月 大阪大学経済学部教授 平成18年4月 大阪大学金融・保険教育研究センター長 平成18年6月 大阪大学大学院経済学研究科 研究科長・経済学部長 平成22年4月 大阪大学名誉教授 平成22年4月 関西大学総合情報学部教授 平成22年6月 当社監査役（現在） 平成27年4月 関西大学名誉教授 平成30年4月 大阪学院大学経済学部教授（現在）	0株
3	南 部 真 知 子 (昭和27年9月27日)	昭和50年4月 兵庫県入庁 昭和59年5月 同退職 平成8年4月 株式会社神戸ハーバーサーカス入社 平成10年10月 同社取締役 平成11年8月 株式会社パソナクルーザー（現株式会社神戸クルーザー）取締役 株式会社コンチェルト取締役 平成14年4月 株式会社神戸クルーザー取締役副社長 株式会社コンチェルト取締役副社長 平成18年4月 株式会社神戸クルーザー代表取締役社長 株式会社コンチェルト代表取締役社長 平成26年4月 株式会社神戸クルーザー会長（現在） 平成26年6月 当社監査役（現在） 平成27年4月 モロゾフ株式会社社外取締役（現在） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社神戸クルーザー会長 モロゾフ株式会社社外取締役	0株

(注1) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 本多佑三氏及び南部真知子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注3) 本多佑三氏につきましては、学識経験者として深い知見を有しており、経営全般に係る助言及び提言をいただけるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

南部真知子氏につきましては、会社経営者としての幅広い経験、見識により経営全般に係る助言及び提言をいただけるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

取締役三原修二氏及び取締役酒井利夫氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を支給することとしたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
三原修二	平成24年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
酒井利夫	平成27年1月 当社常務執行役員 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る